

家計費目分類の理論的検討について

—総理府「家計調査」の費目分類の変遷を中心に—

伊 藤 セ ッ

緒 言

1. 家計費目分類に関する諸見解
2. 総理府「家計調査」の費目分類の変遷と問題点
3. 家計費目の理論規定に関する一考察

結 語

緒 言

家計収支は、労働者状態の実証的理論的研究に際して考慮に入れるべき要素の一つである。家計収支は、ききとり法によるものであれ、家計簿法によるものであれ、また事例研究であれ、大量観察であれ、家計調査という過程を経て把握されることにちがいはない。家計調査も社会調査の一つであるかぎり、家計調査という認識活動はつねに調査者（主体）対被調査者（客体）という人間関係を媒介にして行なわれるものである。従って家計調査は、それ自体が、一つの社会的な認識活動であり、そのことが、調査の内容、つまり、調査項目の設定、調査方法の決定、調査結果の真実性に大きな影響を及ぼし、労働者の家計収支のあるがままの姿の反映に一定の制約を与えることになりかねない。

従来、社会統計学は、統計調査の理論的段階と技術的过程の批判検討を重視し、それを「統計の信頼性」および「統計の正確性」の問題として論じてきている。かつて筆者も、総理府「家計調査」の信頼性批判を試みたことがあるが、その際も調査項目に相当する家計費目の概念規定のとりあげ方がきわめて不充分であった。総理府「家計調査」の收支項目分類は、この種の調査の、あるいは家計簿の典型をなすものであり、この分類にもとづいて実施される「家計調査」が、規模と継続性の上で国際的にも類をみないものと評価され、もっとも信頼すべき実態生計費として、たとえば物価指数の指数组合選定および、ウエイト計算の基礎となり、

さらに、人事院および都道府県人事委員会の標準生計費算定に基づき資料を提供していることは周知のとおりである。

本稿では、「家計調査」の收支項目分類がもつ重要性に鑑み、分類の概念規定の変遷、現状、問題点を指摘し、費目分類の理論規定に関して若干の考察を行なうこととする。

それに先だち、まず、これまで家計費目分類に関して、いかなる研究、発言がなされてきたかを簡単に整理することからはじめる。

なお本稿では、エンゲルに代表される外国の古典的家計研究にみる費目分類、および高野岩三郎はじめとするわが国の家計研究の中での費目分類にはふれていない。また戦前の内閣統計局の家計調査ならびに戦後昭和21年から昭和27年までの、現行「家計調査」以前の総理府の諸調査の費目分類についてもとりあつかっていない。前者については、多田吉三氏が「家計費目分類の思想——家計費目分類の基準序説——」（『大阪市立大学 社会福祉論集』第15、16合併号、昭和46年12月 pp. 156-162）で論じておられる。

1. 家計費目分類に関する諸見解

これまで家計費目分類についての研究は、家計研究の一部として、家政学と経済学が行なってきたが、厳密な方法論上の相違はさておき、大まかに総括すれば、次の三つの研究上の視点に分類することができる。

一つは、家庭生活の平和と向上を直接の目的とした家事技術論の中で家計簿記を問題にする家政学的視点に立つ家庭経済学、一つは、数理分析的方法を用いて、国民の消費水準の測定を行ない、効用理論にもとづく消費者行動理論や消費関数論の基礎データとして家計をあつかう

消費経済学、そして一つは、賃労働の理論にもとづき、労働力の価値論に基盤をすえ、資本の論理にたいして生活の論理をとなえて、資本の蓄積法則の一側面としての労働者状態の把握をめざす生活問題研究。

しかし、多田吉三氏の指摘によれば、これまで、生計費目分類の概念規定、分類の基本原理をあつかった研究は少い。すなわち、「このような家計分類の基本原理に関する議論は、戦後の家計調査や関連性のある農家生計費調査、あるいはそのほかの家計研究を含めてきわめて少く、昭和23年ごろの『エンゲル法則の停止』をめぐる『たばこ』の取り扱いや（エヴァニキー『エンゲル法則は停止したか』東洋経済新報、昭和23年12月4日号）、これまでの家計費目分類を、『肉体維持費、中間費、社会的固定費』に三大別せんとする籠山京氏の議論（籠山京、中鉢正美『家庭経済論』国士社、昭和25年、第2部第2章）、ならびにいわゆる耐久消費財の取り扱いや住居費のなかの家具什器類や雑費の分類方法の不徹底さとその旧態依然たる有様を批判し、『食生活用品、衣生活用品、住生活用品』というような生活の機能的分類の大図（山崎進『消費者経済学』光生館、昭和43年、p. 152）な採用を示唆している山崎進氏の提案、それに特定調査目的に応ずる従来の家計調査の結果の費目再編成のための局部的な分類方法の試案などをもつにすぎない」という現状である。

以下、きわめて少い生計費目分類の概念規定、分類規準に関する上記三つの分野でのとりあげ方を検討しよう。

1) 家政学的視点での家計費目分類のとりあげ方

家政学における家計研究は、昭和初年の女子教育の中で、家事経済の技術として問題にされたものであり、それを科学的水準に高めようという努力の過程で、第一に家計における收支のバランスが、第二に限られた収入をそれぞれの費目にどう配分するかということが課題となつた。

戦後の家政学会においても、家計費目は、家

計簿記研究の中で、実用的視点から、あるいは取引形態の分類という論点の中で論じられてきた。特に費目分類に関する見解をのべられている三宅栄子氏と三東純子氏の報文をとりあげてみよう。（以下引用文中の傍点はすべて筆者による）

三宅栄子氏は、「より良い生活をするため」に、「支出を各家庭の計画と予算規模に適当にするものにすること」が必要であり、そのためには「適切なる支出の分類」をしなければならないとして、家庭経済における支出の分類の研究にとりかかる。氏は、この観点から、わが国の戦前、戦後の政府「家計調査」の支出項目の分類と、わが国の市販家計簿における支出項目の分類、さらに外国（アメリカ、スウェーデン）の家計簿のそれを検討し、「家庭経済の支出の分類は、生活習慣や、個人の生活目標等に応じた分類方法が取られるべきであり、従ってすべての家庭が満足するような分類方法がでてくることはむずかしい。がしかし、一つの基本的共通の分類は出来る」と基本的共通の分類を求めようとする。

すなわち、まず、家計簿の費目を、生活必需費と生活文化費に大きく分類する従来のやり方を検討し、そういう分類のし方は、個々人の考え方により分類基準が異なり、どの家庭にも共通する一つの基準をみつけることはむずかしいとしてこれをしりぞけ、横山光子氏の家庭経済管理の特徴を考慮した生活周期の区分方法（生活周期を「家庭創設期」「活動期」「安定期」「慰安期」に分ける）に依拠し「活動期」、「安定期」においては家族全体の共通費と家族それぞれの個人費とに分類し、その中で各費目の内容を各家庭に適合したものとすることは、より良い生活を行なうための家計の分析、検討を行なう分類方法の一つとして適している」と主張する。

さらに、一般の家庭の主婦が支出の費目分類をどう考えているかの調査を行って、「家庭の生活目標により支出の目的が違うわけであるから、各家庭における支出の分類のしかたにかな

りのちがいがあること」を明らかにし、しかもそれらの分類は、政府の「家計調査」や市販家計簿の分類とも異っている場合の方が一般的であることを指摘している。¹⁰⁾

一方、三東純子氏も、一連の家計簿記研究に関する報文の中で、「家庭経済の側面から家庭生活の設計をする際には、現状分析を設計の基礎資料とするために、正確で利用し易い家計簿が必要である」との実用的観点から主として「すべての取引（特に銀行預金からの自動振替払いや、個人小切手による支払い、月賦買いや銀行の消費者貸付の利用の記帳方法を考慮——筆者）を正確に記入できて、正確な決算ができるようにすること、理解し易い組織で記入が簡単であること」に主眼をおく簡易家計簿記の私案を考案しさらに「家計簿記を使用する立場から」「科自分分類」についての検討を行う。¹¹⁾

氏の「科自分分類」検討の方法は次の三点である。第一は、市販家計簿および文献の調査によって、収入を支出の「科目名」の種類と配列を克明に列挙してデータを得る方法、第二は、家計簿使用者が支出をどのような「科目名」を用いて整理したらよいと考えているかの調査、第三に、家計簿記の研究考案における基礎的資料として、家庭経済の中で発生する取引の実態調査である。

以上二氏に代表される家計費目分類の研究に、われわれは、個別的家計の収支調整を主要対象とし、主婦に対する生活設計と家計管理技術の実用的目的に仕する從来の家政学的家庭経済学の伝統を見ることができる。ここでは、生計費目分類の基準、基本原理は、よりよき生活という生活設計と、利用し易いという家計管理技術におかれている。従って、分類の概念規定における理論上の問題は素通りされ、あえて問われていない。

2) 消費者行動、消費動向分析の理論における家計費目分類をめぐる見解

まず、総理府の「家計調査」そのものの調査理論を規定している根底にあるのがこの派の理論と考えられるが、費目分類に関してはそれは

ど積極的立論は見られない。総理府「家計調査」の費目分類の考え方については、次節でくわしくふれるが、「家計収支との関連において消費者の行動の分析」をするためにいわゆる「用途分類」を、「個々の品目の消費動向の分析」のために「品目分類」という分類方法をとっている。従って「家計調査」のデータをもとにして、エンゲル関数や需要関数による分析がさかんに行われる。前者は特定の費目（項目）に対する消費支出（従属変数）が、家計の所得水準（決定変数）とともにどのように変るかを示す関係であり、その際の所得は生活の単位としての世帯のそれを考えているが、後者は、行動の主体がすでに世帯とは無関係になり、マクロ的推計への单なる資料として家計が利用されるにすぎない。¹²⁾

前者を代表すると思われる奥村忠雄氏と多田吉三氏の所説をきこう。奥村氏は、「生活とは世帯が経済原理のもとに、欲望充足に必要な財貨を獲得し、これを消費して、欲望の充足を完了するにいたる選択行為の体系である」ととらえている。そこから、「われわれの目的は、収入の従属変数としてあらわれる消費者行為の解明である。いろいろな用途と品質の差をもつ商品の海の中で、収入の変動とともに消費者がなにをどれだけ選択するかということである」という基本的立場が生まれ、さらに、家計費目に關して、「われわれの目的にとっては、品目別に細分することは意味がないし、不可能でもある。いかなる欲望の満足のために購入されたかをみると用途別の分類をとることがのぞましい」という見解をもつ。¹³⁾

多田氏は、「消費者が選択する個々の財やサービスを、理論的要請にしたがって分類し、集計することを目指し、「経済的なエンゲル関数と、消費者行動の理論とを結びつけるなかだちをなすもの」として、「消費者財ならびにサービスの総体的構成、すなわち家計費目分類の問題」を位置づけるのである。氏は「家計費目分類の根拠」を消費者財ならびにサービスの総体的構成の充足されるべき欲望の種類に応じた横への

ひろがりの適当な分類とし、「家計費目分類の基準」を消費主体の欲望の種類におく。しかるに、「家計調査における家計分類は、効用学説にもとづく消費者行動の理論とは別に、生計の実態を明らかにするために古くから工夫されたものであって」その「データが人間の欲望充足という行為を出発点とし、それを観察する便宜のために編成されておりながら、同じ人間行為を理論的に説明する効用理論と、直接の関係をもちえない」としていることを指摘し、「いまところ効用理論が必ずしも家計分類の基準をあたえることに成功し、それが伝統的な家計分類に一致する」という保証を見出していることはできない」と、氏の理論にてらしての現行総理府「家計調査」の費目分類のし方の不備をつくく。

氏にあっては「消費者行動の理論に即した家計分類の基準をたてることを、今後の課題」とし、「この課題は、たとえば消費関数論が提起している『収入一支出関係』における貯蓄の意味理解や、収入を中心とする生活期間の問題、あるいは生活規模の拡大によってますます重要な意味をもちはじめてきている。いわゆる『耐久消費財』や『雑費』に含まれている特定項目のとりあつかいの問題なども含めて、伝統的な家計費目分類にたいする全般的な理論的検討をわれわれに要請している」とするのである。

以上のように、奥村・多田両氏の家計費目分類の理論規定は、効用学説にもとづく消費者行動の理論を背景としている。

次に、消費動向分析を主眼とする立場からは、消費支出の動向、さらには消費市場の動向を予測し、景気の転換点をとらえる資料を得る目的で「家計調査」費目の枠を破って自由に編成替えを試み、項目を「必需的支出」と「随意支出」に費目を分け、いわゆる「自由裁量所得グループ」に属する世帯数の動きを時系列的に推計しようとする試みがなされている。日本リサーチセンターの一連の研究がそれであるが、この立場は、支出を収入の従属変数とみるエンゲル関数の命題を修正し、支出は動機、態度、見通し

の関数であり、所得は支出あるいは欲求の関数であるとさえ解く、カトーナ流の「大衆消費社会」論をその背景にえている。そこには、生計費目分類の理論規定は、も早問題ではなく、所与のものとしての個々の「品目分類」の主觀的、機械的二分、よせあつめがあるのみである。²²⁾

3) 貨労働の理論にもとづく見地からの家計費目分類のとりあつかい

結論的にいえば、この立場からも生計費目分類についての積極的立論はみられない。先にもふれたが、かつて籠山京氏は、生活費の内訳を独自に分類し、労働力再生産の場としての家庭生活、あるいは社会の一部分としての家庭生活に必要な物を手に入れる必要費用としての生活費を考えたが、最近の氏の著作では、概して総理府「家計調査」の費目分類に依拠して氏の積極的立論の展開を試みてはいない。²³⁾

森喜一氏も「生活構造を知る手掛りとしよう」という考えなら『家計調査』の分類でも不便なく、むしろ一般的の理解を容易にするためには「この方がよい」と総理府「家計調査」の分類を肯定し、労働組合の調査活動の手引書の中でも、家計費調査のし方について「家計収支の状況をつうじて、労働力の再生産の場が円滑に営まれているかどうかを調査の目的」としながら、収支項目編成については、単純に「家計調査」の分類基準に準じるものとしている。また、実際の労働組合関係の生計費調査で、費目分類には全く無頓着で、分類の理論規定を念頭においていないものも見うけられる。²⁴⁾

「家計調査」利用に際しその批判的検討を行っている論者も対象世帯がもつ問題点や結果表の組み方、世帯区分のし方（職業分類）家計簿式方法等についてふれてはいるが、「収支項目分類」にふれている論者は少い。部分的には下山房雄氏が、住宅あるいは住宅用の土地購入を、財産の増加として「実支出外支出」の項目に入れれていることを批判し、「住宅の借料（家賃、間代、地代）が消費支出ならば、その購入の場合も消費支出とみなすべきであろう」と指摘している。²⁵⁾

われわれが、調査によって認識される労働者家計を問題にするのは、第一に、労働者状態についてこれまで明らかにされている理論の検証のためであり、第二に、労働者家計が物語る数量的事実をとらえて、これまでの理論がうちたてた法則貫徹の態様、その方向、その特徴を認識し、資本蓄積の遂行の中での労働者家計の位置を明らかにするためである。

また、本稿が「家計調査」の理論的段階の中でも特に、家計費目に注目したのは、たんに、政府統計の批判的利用の諸前提を明らかにするためではなく、今日、労働組合や、自主的諸団体、主婦のグループの中で家計調査を実施する気運が強まっており、あるいは、調査と銘うたないまでも、世帯の「家計簿」をわが家の家計の反省材料としてのみならず、社会的資料として検討したいという動きがみられることから、われわれの目的にそって、家計収支項目の理論的規定はいかにあるべきかという問題に答える必要が高まっているからである。

2. 総理府「家計調査」の費目分類の変遷と問題点

1) 「家計調査」における費目分類の出発点

戦後の、家計に関する政府機関の調査は、統制価格とヤミ価格の二重の価格体系の並存の中で、昭和21年7月、連合軍総司令部の覚書により、「消費者価格調査」(C.P.S.)として出発した。C.P.S.は、昭和25年になって、従来別個の調査として扱われてきた「勤労者世帯収入調査」を統合して、名称を「消費実態調査」に改め、家計調査的色彩をおびるに至った。しかし、講和条約発効後、その法的根拠を失い、昭和27年11月より「統計法」による指定統計第56号として継続実施されることになった。

従来のカード記入方式を、この時点から家計簿記入方式にあらため、物価指数計算のウエイト算定の資料として役立つような性格をもたせると同時に、現物調査を加え、支出の分類を「用途分類」に改めた。この時点での諸改正は、今日の「家計調査」の原形をなすものであるが、

「費目分類」に関する考え方は今日とはかなりへだたりがある。³¹⁾

当時の費目分類について総理府は「家計費の内容をどういう基準によって分類するかということは、その調査を利用する者の立場によって異り、必ずしも理論的に一定した方式がある訳ではないが、家計調査としては、家計の収入が誰の手によってどういう風にしてえられたか、その収入は何にどの位どういう目的のために支出されていたかというように考えていくのが最も穩當だろうし、従来もこういう考え方に基いて分類されていたのであるが、今回からは何の目的に支出したかということに重点をおく用途分類を採用することとした」とのべ、さらに毎月3分の1の世帯については、従来の結果との接続や消費者物価指数ウエイトの検定、消費水準の変化の測定等を考慮して特に品目分類を用いて集計することにした。³²⁾

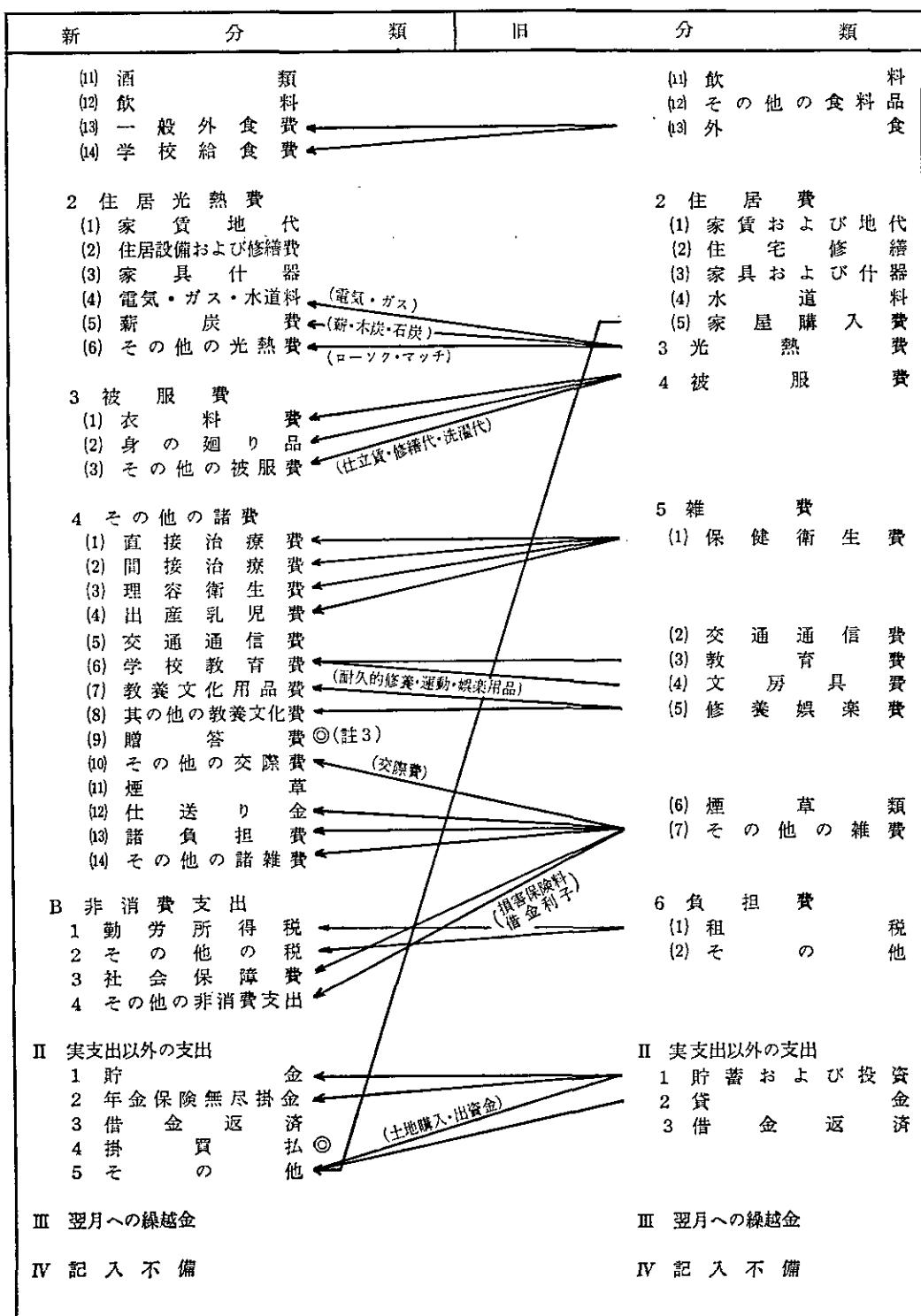
この時点での費目分類は表1に示すとおりである。特徴として留意すべきことは、①実収入の分類の中に、「妻の収入」が独立して、項を起し、「仕送り金」「自家産」が独立の項となったこと②「実支出」がはじめて「消費支出」と「非消費支出」に分けられ、前者が「飲食費」「住居光熱費」「被服費」「その他の諸費」と四大費目に分けられたこと、③家屋購入費が「住居費」から「実支出以下の支出」の「その他」の中に移されたこと、④実支出項目に「用途分類」に従って「贈答費」が新設されたこと、⑤「掛買」と「掛買払」がそれぞれ「実収入以外の収入」および「実支出以外の支出」に新設されたこと、⑥今日ではすでに姿を消している「直接治療費」「間接治療費」「出産乳児費」という保健衛生関係の費目が独立して項を起していること、⑦従来はあいまいであった各種保険料および保険金を、社会保障立法によるもの、掛け捨てのもの、貯蓄的なものと区分し、「用途分類」において前二者を「非消費支出」として、後者を「実支出以外の支出」として分類したこと等である。

「用途分類」にきりかえられたとはいっても

表 1 「消費実態調査」(註1) 新旧分類対照表 (昭和28年1月改正)

新 分 類	旧 分 類
収入の部	
I 実 収 入	I 実 収 入
1 勤め先からの収入	1 勤め先からの収入
(1) 世帯主収入 (i) 本業 (ii) 定時業 (iii) 臨時業 (iv) 副業	(1) 世帯主収入 (i) 本業 (ii) 定時業 (iii) 臨時業 (iv) 副業
(2) 妻の収入	(2) その他の世帯員収入
(3) その他の世帯員収入	2 内職による収入
2 事業および内職による収入	
(1) 世帯主収入	
(2) その他の世帯員収入	
3 その他の実収入	3 その他の実収入
(1) 財産による収入	(1) 財産収入
(2) 社会保険給付	(2) 社会保障
(3) 受贈	(3) 受贈の
(4) 仕送り	(4) その他
(5) 自家産	
(6) その他の	
II 実収入以外の収入	II 実収入以外の収入
1 貯金引出	1 貯金引売
2 年金保険無尽取金	2 財産引売
3 借入	3 借入受
4 掛買	4 借貸金受
5 その他の	5 その他の
III 前月からの繰越金	III 前月からの繰越金
IV 記入不備	IV 記入不備
支出の部	
I 実 支 出	I 実 支 出
A 消費支出	1 食料費
1 飲食費	(1) 主食
(1) 穀類	
(i) 米類	
(ii) 麦類	
(iii) 麵類	
(iv) パン類	
(v) その他	
(2) 生鮮魚介類	(2) 魚介類
(3) 塩干魚介類	(3) 肉類
(4) 肉および乳卵類	(4) 猪乳、鳥卵および加工品
(5) 野菜類	(5) 豆およびそば類
(6) 豆および乾物類	(6) 乾物類
(7) その他の加工品	(7) 豆腐、煮物および漬物類
(8) 調味料	(8) 調味料
(9) 菓子類	(9) 果物類
(10) 果物類	(10) 酒類

註 1) 「消費実態調査」は28年4月から「家計調査」と改名した



註 2) ○印は新設項目

註 3) 「贈答費」は旧分類で各費目に含まれている

〔家計調査年報〕昭和23年版 pp. 183~184.

その内容がほぼ完全に用途によって規定されているのは「贈答費」「その他の交際費」「出産乳児費」であった。不徹底ながら「学校教育費」も用途によって分類され、部分的には「間接治療費」にも用途分類の内容がつけ加わっている。(病人用に特に購入した飲食物)徹底した「用途分類」の考え方を適用すれば、消失するはずの「³⁴⁾交通通信費」は、逆に、目的を問わず一切の交通通信運搬に要した費用を集括するものとされていた。

また、今日みる「掛買」と「掛買払」の「家計調査」特有の分類のし方も、昭和 28 年の改正に端を発していることを見逃すことはできない。すなわち、総理府の説明によれば「従来掛買をした場合現金支払を行ったとき実支出として計上したが、掛買と掛買払いとの間には時間的ずれがありその月の購入量および品目別数量などをとらへることがむずかしいので、改正後は掛買をしたとき現金支出がなされなくとも実支出があったものとして各支出項目にそれぞれ計上することにし、これに見合う金額を掛買として収入欄の『実収入以外の収入』に掲げ、後日『掛買払』として現金支出があったときは実支出以外の支出に入れることとし、掛買は借入金と同様な取扱いとすることに改めた」というのである。仮空の実収入以外の収入と支出は、政府の、消費者の日々の購入品目とその量を把握しようとする目的に奉仕するための便宜的分類というべきであろう。

以上のように、昭和 28 年、現行「家計調査」出発時の収支項目分類は「収入は源泉別に、支出は用途別に」と一般にいわれる考えに立つものと一応まとめることがきよう。

2) 費目分類変遷の概観

以上のような昭和 28 年改正時の費目分類=現行「家計調査」出発点での費目分類=はその後、どのように変遷をたどって今日の分類にいたったか概観することにする。

翌昭和 29 年には、「消費支出」四大費目中の「住居交熱費」から「住居費」と「光熱費」が引きはなされて、事実上の五大費目分類となつた

が、昭和 31 年には「飲食費」を「食料費」とあらため、その他の諸費を「雑費」と名称変更し「雑費」中から「出産乳児費」の項が消え、「その他の諸雑費」の内容例示にはじめて保育料が発場する。収支項目分類に大幅の改正が加えられたのは昭和 33 年 1 月の改正であり、その後も昭和 44 年にかなりの改正が行われている。

昭和 33 年 1 月改正の主眼とするところは、「用途分類」と「品目分類」の整理、統一であった。その内容は、今までおおむね「用途分類」的に分類していた「教育費」の内容を「品目分類」の各項目に分散させたこと「消費支出」と「非消費支出」の振り分けについて、従来は「用途分類」と「品目分類」とで必ずしも一致していないなかつたが、この改正で、両分類とも「非消費支出」は主として半公課の負担費のみにかぎることに統一した。

また、この時の改正では、生活様式の変化と必要生活手段の商品化の進展を反映して、細項目の分割、合併、名称変更、新設が行われており「雑費」中の「直接治療費」「間接治療費」という項目が消え「保健衛生費」という名称の中に統合されている。

昭和 35 年には、収支項目に符号 (Code) と単位 (Unit) が附され、昭和 36 年 10 月には、一部改正が行なわれて、項目が従来より一そう細分化される等、収支項目分類の整備がすすんだ。昭和 38 年にも一部細分化が行われ、昭和 40 年、41 年、42 年、43 年と連続「品目分類」の新設、廃止、名称変更、統合が部分的に行なわれている。しかし、昭和 33 年の改正以降、昭和 43 年までの改正は、部分的改正にとどまり、分類のし方そのものの変更や定義変更は行なわれていない。

しかるに、昭和 44 年には数次にわたって収支項目に大きな改正がなされた。44 年 1 月の改正にあたって総理府は、「今回の改正は、前回の収支項目分類の改正当時からウエイトの増加したものあるいは反対に減少したものがあるのを若干の分割あるいは合併をおこなったほか、『自動車関係費』を新設したが大部分の項目に

表 2 収入項目の変遷

○新設 —— 名称変更
×廃止
○〔 〕 小計欄新設 ×〔 〕 同廃止

— 分割 — 統合

「消費実態調査」旧分類(注)	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年						
実収入 勤め先からの収入 世帯主収入 本業 定期 臨時 副業 その他の世帯員収入							○〔収入総額〕	(010~059) 収入総額 (010~035) 実収入 (010~014) 勤め先収入 (010~012) 世帯主収入 (010~011) 本業 010 定期 011 臨時 012 副業 (013~014) [妻その他の世帯員収入] 013 妻の収入 014 その他の世帯員収入 (020~021) 事業・内職収入 020 事業 021 内職 (030~035) その他の実収入 030 財産収入 031 社会保障給付 032 受贈 033 仕送り金 034 自家産 035 その他 (040~047) 実収入以外の収入 040 勘定引出 041 保険取扱 042 借入金 (043~044) [月賦・掛買] 043 月賦 044 掛買 045 有価証券売却 046 その他の財産売却 047 その他 050 前月からの繰入金 059 記入不備	×	本業															(010~050) 収入総額 (010~039) 実収入 (010~014) 勤め先収入 (010~012) 世帯主収入 010 定期 011 臨時 012 賞与 013 妻の収入 014 他の世帯員収入 (020~021) 事業 020 事業 021 内職 (030~039) 他の実収入 030 財産収入 031 社会保障給付 032 受贈 033 仕送り金 039 その他 (040~049) 実収入以外の収入 040 勘定引出 041 保険取扱 047 土地家屋借入金 042 他の借入金 (注) 土地家屋借入金 045 他の借入金 046 月賦 047 掛買 048 有価証券売却 049 財産売却 050 繰入金
内職による収入							○〔事業および内職収入〕	[事業・内職収入]	事業 内職																
その他の実収入 財産収入 社会保障金 受贈金 その他							財産収入																		
実収入以外の収入 貯金引出 財産売却 借入金 貸金受入							保険取扱																		
その他							○〔月賦・掛買〕	(043~044) [月賦・掛買] 043 月賦 044 掛買 045 有価証券売却 046 その他の財産売却 047 その他 050 前月からの繰入金 059 記入不備	(045~049) [その他] ×〔その他〕 財産売却 繰入金 ×記入不備																
前月からの繰越金 記入不備																									

(注)
以下の表で旧分類と略記

(注)この年から
符号 (code) を附した

(注) 047~048は
附号なし

(注)
「臨時」から不定期に支給
される残業手当を「定期」
に、また一括支給される
寒冷地手当などを「定期」
から「臨時」に含めること
とした。

(注)
月賦・掛買に符号なし

ついては、従来と変わりない」としているが、³⁶⁾ 収入分類の中で定義変更が行なわれている箇所があり、それを見落すことはできない。

すなわち「世帯主収入」のうち、内容例示にある残業手当、超勤手当を従来の「臨時」から「定期」に、また一括支給される寒冷地手当などを「定期」から「臨時」に含めることに変更したのである。これは、定義変更であり、項目上は何の変更もなく、公表されるものでは、「家計調査年報」44年版の年譜欄に一言ふれているだけであり、部内資料の内容例示によつてはじめて内容の変更がわかる程度である。こうして昭和44年1月から、公表資料では、理由の説明もなく、残業手当、超勤手当が「定期」(毎月きまつて支給されるもの)の中にひそかに含まれるにいたつた。両手当と同性格の、休日出勤手当、夜勤手当、宿直手当、皆勤手当等は、なぜか従来どおり「臨時」(その月に限つて支給されるもの)³⁸⁾ の中にある。

この改正で、レモン、コーラ、テレビ修理代、自動車整備費、ポリ袋ラップ、プラスチックモデル、等20品目が新設され、「家賃」が「民営家賃」「公営家賃」「給與住宅家賃」に分割され「ラジオ聴取料」が「カラーテレビ受信料」に、「女中給料」が「家事使用人給料」へと名称変更された。

同年2月には再度改正を行い、「自動車関係費」を「雑費」のうちに新設し、自動車購入、ガソリン、部品、整備費、自動車保険料その他の用途による一括分類を行つてゐる。また同年8月には「自主流通米」が新設された。

つづいて、昭和45年1月には、収支項目分類は、分割17件、合併12件、廃止1件にわたる改正が行なわれた。注目すべきもののみあげると「世帯主収入」では「臨時」が「臨時」と「賞与」に分れて「副業」が廃止された。また「借入金」が「土地家屋借入金」と「他の借入金」に「借金返済」が「土地家屋借金返済」と「他の借金返済」に「定期代」が「通学定期代」と「他の定期代」に「他の文房具」が「他の学習用文房具」と「他の文房具」に「仕送り金」

が「遊学仕送り金」と「他の支送り金」に分割された。

昭和46年1月にも、6件の新設、2件の合併、4件の廃止、3件の名称変更がなされ大幅な変更にいたらないまでも「家計調査」の収支項目分類は常に流動的である。

3) 収支各項目分類の変遷と問題点

多田吉三氏は、「家計調査ならびに家計研究の分野における家計分類の基準にたいする評価は、ほとんど定まってきてゐるようみえる。³⁹⁾ すなわち、それは分類の細目に至るまで、明確なる分類方針が意識的につらぬかれておらず、ことに最近の急激な生活環境の変化に対応してきているとはいえないという批判があるにもかかわらず、その大筋においては、『収入は源泉別に、支出は用途別』にといふ一定の型ができるがつておらず、さらにそれに徹底せんとしていることも事実である」といわれる。

たしかに、戦後の家計調査の出発点にあっては、総理府は、家計分類に理論的に一定した方式はないとして、収入は誰の手でどういうようく得られたか、それを何の目的に支出したかということを基礎に分類するとしていた。

まず、収入について検討すると、誰の手にどういうようにという場合、どういうようにの理論規定が、賃金理論にもとづいていない。労働者の生活とっても重要な収入は、世帯主の基準内賃金であるが、総理府の分類では、世帯主の収入は「毎月きまつて支給されるもの」(「定期」)と「その月に限つて支給されるもの」(「臨時」)と「賞与」とに分けるにすぎず、しかも前項で述べたとおり残業、超勤手当を定期に含むように、昭和44年に定義変更したことは、収入規定に関する没論理性と「定期」収入の増額をよそおう政策的意図とがからみあつてゐるといわざるを得ない。また、月賦、掛賃のあつかいは、どういうようにといふ考え方とも無縁で、國家的視点からの便宜的な位置づけにすぎず、個々の記帳者にとっては無意味である。その他、収入項目の変遷にみる「自家産」の新設と廃止、「副業」の廃止、「土地家屋借入

金」の独立等は、収入面に反映した生活様式の変化、本質的には収入のもととなる労働様式の変化の反映と云うべきであろう。(表2参照)

支出項目の総括分類が、今日の分類の形をとのえるのは、ほぼ昭和31年のことである。(表3参照)

食料費の分類の変遷で目につくことは「外食費」の分類の細分化である。しかも、昭和33年以降、数度の改正を経て、その内容が個々の品目によって細分化されるに至った。(表4参照)「住居費」では「家屋購入料」が実支出以外の支出へ移されて以降「家賃、地代」の内容の細分化へとむかう(表5)。しかし、先述、下山房雄氏の指摘にもあったとおり、労働者の家屋は、消費生活に不可欠の消費財であり、「財産購入」などと同列視すべきものではない。住宅問題が深刻化していく過程に応じて家賃、地代、住宅購入を目的とする借金等の費目はそれぞれの位置で細分化せざるにはいられない。また、山崎進氏によって「住居費」の中の、家具、什器の雑多性が指摘され「用途分類」の改善による整理が提案されているのも前に指摘したとおりである。「光熱費」に関しては、分類の基準には大きな変更はないが、必要生活手段の使用価値の質の変化に伴い、33年に「石油」が新設され、37年に「プロパンガス」が項を起こしている(表5)。「被服費」も伝統的分類の中に、昭和42年に「服飾品」の項が起され、その他、品目の新設、分割、統合、廃止等が頻繁に行なわれている(表6)。

「雑費」の分類の変遷は、総理府「家計調査」のもつ問題点のいくつかを浮きぼりにしているといえる。「用途分類」をかけながら、それに徹しきれず「品目分類」寄りの整理、統一が為されてきた過程を「雑費」の分類の変遷のうちに見ることができる。「用途分類」方式で昭和28年に出発した「出産乳児費」「学校教育費」「贈答費」「その他の交際費」は、昭和31年に「出産乳児費」が消され、33年に「教育費」への「用途分類」の適用が廃止され「交際費」のみが「用途分類」の面目を保っているに

すぎないという状態になった。しかも、この時点での総理府の云い分けは、「これ以上に用途分類を徹底させることは困難である」という莫然としたものであった。それにもかかわらず、昭和44年には、⁴³⁾多分、統計研究会、消費統計研究部会の問題指摘をもとりあげてであろうが、「用途分類」にそって「自動車関係費」を新設するなど、先きの莫然とした理由とは裏はらの方向に進んだりした。また雑費中で注意すべきことは、「他の仕送り金」「損害保険料」「その他」中の贈与金、家事使用人給料、および「交際費」は、労働者が世帯内で消費する生活必要手段に直接あてられる費用ではなく、労働力の部分価値を直接反映したものではないということ、「負担費」の中には半公課的なものも含まれており、その部分は社会的共同消費手段に対して支出されるものであり、私的消費と同じような意味で労働力の再生産にかかわりあわない部分もあるということである。これらを一括して「雑費」にふりむける支出額の絶対的、相対的増加を問題にする場合、こうした直接的必要生活手段以外の部分に支出された費用の動向を把握する必要がある(表7)。

また、「雑費」中から、特に「教育費」「文房具費」「教養娯楽費」を抜き出して、その品目の推移を別表にした(表8)。総理府「家計調査」中の「教育費」の定義の変遷については別稿でまとめているのでここではふれないが、一言づけ加えるなら、昭和33年の改正時に、たとえ「教育費」を品目分類にあわせて整理するという観点から改正したとしても、その理由だけからは、「教育費」を学校に直接納付する費用だけに限る必然性は出て来ないということである。通学服は「被服費」に分類しうるという根拠はあっても(通学服はもともとその理由から、「用途分類」を適用していた時でさえ「教育費」に分類されたことはなかったが)、教科書、補習塾月謝、学習参考書などはいくら「品目分類」にそって分類しても「教養娯楽費」の中に分類されねばならない理論的必然性はどこにもないからである。また改正前から、「教育費」に

表3 支出項目総括分類の変遷

旧 分 類	昭 和 28 年	昭 和 29 年	昭 和 31 年	昭 和 34 年	昭 和 42 年	昭 和 46 年
実 支 出	実 支 出	実 支 出	○ [支出総額]	○ [支出総額]	○ [支出総額] (100~999) (070~999)	支 出 総 額 実 支 出
食 料 費	○ 消費支出 飲 食 費	○ 消費支出 飲 食 費	食 料 費	食 料 費	(100~999) (070~079)	消 費 支 出
住 居 費	住 居 光 热 費	住 居 光 热 費	住 居 費	住 居 費	(100~393) (400~509)	食 料 費 住 居 費
光 热 費	被 服 費	被 服 費	光 热 費	光 热 費	(550~569) (600~759)	光 热 費 被 服 費
被 服 費	その他の諸費	その他の諸費	被 服 費	被 服 費	(800~999)	被 服 費
雜 費	○ 非消費支出	○ 非消費支出	雜 費	雜 費	(070~079)	雜 費 非消費支出
負 担	実 支 出 以外 の 支 出	実 支 出 以外 の 支 出	実 支 出 以外 の 支 出	実 支 出 以外 の 支 出	(080~089)	実 支 出 以 外 の 支 出
実 支 出 以 外 の 支 出	翌月への繰越金	翌月への繰越金	翌月への繰越金	翌月への繰越金	(090)	繰 越 金
翌月への繰越金	記入不備	記入不備	記入不備	記入不備	×	記入不備

伊藤セツ

遷變類分分體料食表4

表 5 住居費、光熱費の項目の変遷

伝 分 類	昭和28年	昭和29年	昭和31年	昭和33年	昭和37年	昭和44年	昭和46年
住 居 費 家賃および地代 住宅修繕 家具及び什器 水道料 家庭購入料	住居光熱費 家賃地代 住居設備および修繕費 家具及び什器 電気・ガス・水道料 薪炭費 その他の光熱費 家賃以外の支出「その他の」	住居費 家賃地代 住居設備・修繕費 家具什器 水道料 薪炭費 その他の光熱費 家賃以外の支出「その他の」	住居費 家賃地代 住居設備・修繕費 家具什器 水道料 薪炭費 その他の光熱費 家賃以外の支出「その他の」	住居費 家賃地代 住居設備・修繕費 家具什器 水道料 薪炭費 その他の光熱費 家賃以外の支出「その他の」	住居費 家賃地代 民営家賃 公営家賃 給与住宅家賃 薪炭費 その他の光熱費 家賃以外の支出「その他の」	住居費 家賃地代 民営家賃 公営家賃 給与住宅家賃 薪炭費 その他の光熱費 家賃以外の支出「その他の」	(400~509) (40~409) 400 403 404 401 402 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 (430~509) (430~429) (440~449) (450~479) (480~589) (493~593)
光 熱 費	光 熱 費 電気・ガス代 薪炭費 その他の光熱費	光 熱 費 電気・ガス代 薪炭費 その他の光熱費	光 熱 費 電気・ガス代 薪炭費 その他の光熱費	光 熱 費 電気・ガス代 薪炭費 その他の光熱費	光 熱 費 電気・ガス代 薪炭費 その他の光熱費	光 熱 費 電気・ガス代 薪炭費 その他の光熱費	(550~569) 550 (560~569) 561 560 561 562 563 554 565 566 569 ×水→その他へ

表 6 被服費の項目の変遷 (品目は略)

1日 分 類	昭 和 28 年	昭 和 33 年	昭 和 34 年	昭 和 42 年	昭 和 46 年
被 服 費	被 服 費 衣 料 費	被 服 費 衣 料 費	被 服 費 和 服 類		

身の廻り品

その他の被服費

洋 服 類

シャツ・下着類

靴下・足袋・手袋

布地・糸類

寝 具 類

身のまわり品その他

(身のまわり品) × (身のまわり品)

履 物 類

か さ 類

その他の身のまわり品

そ の 他 被 服 費

(600～759) 被服費

(600～608) 和 服

(610～629) 洋 服

(62×62?)

(630～649) シャツ・下着

(650～689) 他の衣料

(650～659) 靴下・手袋

(660～679) 生地糸類

(680～689) 寝 具

(700～759) 身のまわり品

(700～719) 履 物

(720～729) か さ 類

(730～749) 服飾品

(750～759) 他の被服費

表7 雑費の項目の変遷(品目は略)

旧 分 類	昭和 28 年	昭和 31 年	昭和 33 年	昭和 37 年	昭和 42 年	昭和 44 年	昭和 46 年
雑 費							
保健衛生費				保健衛生費	保健医療費 理容衛生費 交通通信費	◎自動車関係費 (850~859) (85X85Y8X) 交通通信	(800~999) 雜 費
交通通信費					教育費 文房具 教養娯楽費	(990~999) 自動車等関係費 (860~868) 教 育	(800~819) 保健医療 (820~849) 理容衛生
教育費					教育費 文房具 教養娯楽費	(870~879) 文房具	
文房具費					たばこ 仕送り金 負担費	(880~929) 教養娯楽	
教養娯楽費					◎損害保険料 その他の雑費 (交際費)	(931~949) たばこ 仕送り金 負担費 その他 損害保険料 (971~970) その他の 損害保険料 (980~989) その他の 損害保険料	
煙 草 類					⑥贈 答 費 その他の文際費 煙 草 仕送り金 諸負担費	(990~999) [交際費]	
その他の雑費							

伊 藤 セ ツ

表 8 教育費、文房具費、教養娛樂費の項目の変遷

表 9 非消費支出、実支出以外の支出の項目の変遷

各種学校を含めていないが、その場合たとえば、短大の保育科に進学したものの校納金は「教育費」に、保育専門学校に進学したものの校納金は「教養娯楽費」に分類せよということになるのである。これは「教育費」の定義上の問題であり、「用途分類」か「品目分類」かといった次元の問題ではない。

最後に、非消費支出、実支出以外の支出の項目の変遷を見よう(表9)。昭和28年以前には、「非消費支出」という分類方法ではなく、消費支出に一括されていたが、28年に、税、社会保障費等の公課を分離してこの名を附したものである。しかし、これらのものに「非消費」という名称を與えるのは必ずしもふさわしくない。なぜなら、これら支出のうちのある部分は、生活環境施設とか、経済保障サービス等の社会的共同消費手段として、労働力の再生産にかかわりあう形で還元される。それは、質料的に個別の労働者世帯ごとに分割しきれないとしても、消費手段に変形することに変りはないのであって、純然たる「非消費」のための支出ということにはならないのである。

また「実支出以外の支出」は、きわめて多様な意味をもつ支出の雑居である。大河内、籠山両氏は「実支出以外の支出」を二つの性格の異なるもの、つまり一つは借金返済と掛買払で他の一つはその他のものと分けている。第一のものは以前に借金で物を購入したり掛買したりした場合で、物を購入していたにもかかわらず、支出をしていなかったもので、何れも未完了の支出を実行したのであり、未払分の実支出化である。これにたいし、第二のものは、物の購入は全然行われず、支出によって金の保管者は変っても所得は自分の手にあるという種類のものである。後者は支出ではなく、将来の消費手段購入のための準備金として蓄積しているのである。「実支出以外の支出」を読みとる際には、それを構成しているこうした理論規定の異なる二種の区分を考慮する必要があろう。

3. 費目分類の理論規定に関する 一考察

これまでみたとおり、家計費目の分類基準に「必ずしも理論的に一定した方式がある訳ではない」として出発した「家計調査」も、その利用分野で、家計収支分析上は「用途分類」が、またマクロ的な消費量推計の場合は「品目分類」⁴⁷⁾が必要とされ、出発点の「用途分類」中心から「品目分類」にひきつけられたかたちでの両分類の統一化の方向へと進んできた。これは、資本の要請による消費量推計を目的とする利用が、いわゆる家計分析より先行していることの反映であろうが、こうした「品目分類」に中心を移し変える方向に対して、調査の主体の内部からも「用途分類」の考え方⁴⁸⁾にたちもどるように問題を指摘するむきもある。しかし、これまでの変遷を見る限り「大筋においては『収入は源泉別に、支出は用途別に』という一定の型ができるがってきており、さらにそれを徹底せんとしてできていることも事実」という多田氏の見解は疑問に思われる。むしろ、その商品なりサービスが人間生活のいかなる欲望をどのように満すもであるかなどとは無関係に、ましてや、家計で購入されている商品やサービスが、労働力の再生産を円滑に行うに足る量と質のものであるかという問題とは別のところで、人間が消費する物とサービスの総量を計算するために都合のよい費目の配列が考えられているというのが実情ではなかろうか。

松尾均氏は「労働力の価値論をはなれた消費経済学は科学に値しない」と指摘した。

山本順子氏も「生活問題分析研究にとって生計費(家計)費目類別が、いかなる本質的意味を持っていたのか」という問い合わせを発し、それは「単に技術的な問題領域裡にあるのではなく、正しく生活そのものを反映した、いわば“生活の論理”によったものでなければならない」として、「その生活費の配分、費目分類の当否を問い合わせ、同時に、費目分類、基準が、いかにその時代、時代の生活の実態をとえる基準たりうる

か、労働力の再生産構造、人間生活の律動を表現しているか—を検討しなくてはならない」とされている。

労働力の価値論あるいは生活の論理にもとづく家計費目の理論規定とはいかなるものであろうか。個別的な勤労者世帯の家計費は、労働力商品の価値の何らかの貨幣表現である。しかし、収入総額はもちろん、実収入額も、その世帯の主たる生計支持者の賃金と必ずしも一致しない。勤め先収入が、世帯主と妻と他の世帯員のそれぞれの収入の合計であることは、労働力の価値分割の進行、一般化を前提している。個々の労働力商品の価格（賃金）は、この場合、合計して労働力の価値に一致する。収入項目の分類は、この価値分割の進展の度合と、主たる生計支持者の賃金形態が明らかにされるような分類基準にもとづくべきである。

支出項目の商品とサービスの品目の列挙は、必要生活手段の使用価値の横への羅列である。品目の新設、廃止、統合、分割などは、具体的な使用価値の必要生活手段への社会的平均的繰入れや、脱落を物語っている。この品目がある一定のグループにくくり、費目に統括していく基準とは何か。労働者世帯に必要な生活手段個々の使用価値の費目への統括は労働力商品の価値の、その部分的組成への分割であり、部分的組成が成立する根拠は、労働力価値の内容の質的规定性にある。

荒又重雄氏は、労働力商品の価値をその部分的組成にわける基準を三つに整理している。すなわち第一は「世代交番をうちに含みつつ継続している賃労働者所世帯の生活過程から」みた分け方で労働力商品の価値は、マルクスの云うとおり①労働力商品を販売している当の個人を維持すべき価値部分、②その個人以外の世帯員を維持すべき価値部分、③「一般的、人間的本性をば、それがある一定の労働部門における熟練と功妙とを達成して発達した独自的な労働力となるよう」育成訓練をなすに要する価値部分という三つの価値部分によって構成されている。

第二は、これもマルクスが云うとおり填補が必要な期間によって、日々全面的に填補せねばならぬ価値部分と、周期的に填補すべきものの価値部分とに分ける方法、第三の基準は、必要生活手段の賃労働者およびその世帯員との物質代謝における質的相違によって部分的組成にわける方法である。氏は、食料、衣類、住居（光熱を含む）交通、教育、その他、家計簿の項目がこれにあたるといわれ、また、各項目の絶対的および相対的位置は、労働力再生産そのものと、いま一つ、生活様式と、この二つの規定をうけて決定されているとされる。

氏は、労働力商品の価値をその部分的組成における基準を三つあげ、その第三の基準、必要生活手段の質的相違を家計費目と関係づけているのである。ともあれ氏は、「労働力商品の価値がこのように部分価値にわけられることから、労働力商品の価格がその価値を短期的に下まわることの可能性が生れる」として、第三の分類基準に関しては「家計費の支出項目の相対的比重および各項目の必要生活手段の内容と形態の関係も、短期的には弾力的である」とその可能性の理論的根拠の一つとされる。

下山房雄氏は、前述、住宅購入あるいは、住宅用の土地購入が、消費支出内に位置づけられるべきであるという主張の理論的根拠に、荒又氏の第二の分類基準すなわち、マルクスが示した労働力商品の価値の計算式

$$\frac{365A + 52B + 4C + \text{等々}}{365}$$

をあげ、「等々」のウエイトの高まり、たとえば、0.5D, 0.1E……という類の消費財の増大を指摘し、住宅購入あるいは住宅用の土地購入は、たとえば 1/50 F といったかたちで上掲の労働力日価値計算式に入れられるべき消費財であるがゆえに、それらを消費支出内に位置づけるべきであるとするのである。

また、成瀬龍夫氏は労働者の個人的消費過程なり家計なりを労働力再生産の見地から把握するという場合、資本蓄積過程が家族形態と労働力価値に及ぼす基本的作用を分析の基礎とする

ことが強調されるべきであるとし、個人的消費における社会的消費部分の増大現象をどのように理論的に把握するかということが重要な課題であることを指摘される。氏は、この問題について「社会的消費は、個人的消費過程においては私的消費と合体され、私的家計内の互に制約しあう部分である。生活手段としての社会的共同消費手段の素材的、価値的変動は、従って、労働力再生産の一般的条件の変動を通じ労働力の価値に作用を及ぼす。それゆえに、社会的消費部分を労働力価値規定の問題として理論的に考察することの必要性が出てくる」とされる。

荒又氏も社会的消費部分について「労働力価値を基礎にしてその上に成立し、部分的に自らの基礎たる労働力価値に矛盾する独自の形態」とされ「労働者の消費元本は、いまや、労働力価値の形態を基本としながらも、その形態のみには包摶しきれなくなり、多くの派生的な諸形態をまといつつある」といわれるが、現時点で労働者の消費元本がどのような形態変形をきたしている時、派生的諸形態をまとっている労働力の部分価値の理論的把握も、家計調査という実践の中に位置づけを考慮しなければならぬ性格のものであろう。

以上、きわめて羅列的ではあるが、労働力の価値論にもとづく家計費目の理論規定を考察する際に、留意すべき諸説にふれてみた。これらを考慮に入れると、総理府家計調査の費目分類を、労働組合の家計調査は無批判に踏襲すべきではなく「家計調査」の利用に際しても、労働力の価値論にもとづく理論規定を念頭に入れた組み替えが必要となることが明らかになる。

多田吉三氏が「消費者行動の理論に即した家計分類の基準をたてることを、今後の課題として保留」し「伝統的な家計費目分類にたいする全般的な理論的検討」の必要性を説かれるとするなら、われわれは「標準生計費算定の基礎となり、従って労働者の消費元本の一つの計測の基礎となり、かつ、消費者物価指数作成の論拠となる「家計調査」の費目分類に用して、賃労働の理論に即した家計分類の基準をたてること

を今後の課題として保留しなければならないと言葉を置きかえる必要がある。

結語

以上、総理府「家計調査」費目分類の変遷の追跡を中心に、家計費目分類の基準や、費目の理論規定について検討してきた。本稿によって次の諸点が明らかになった。

第1は、家計費目の規定や分類の基準については、家政学、限界効用学説、ならびに賃労働の理論の側から、それぞれの研究、方向付けがあたえられて居り、これらは方法論的に相違したものであること。

第2は、総理府「家計調査」の費目分類は常に流動的であり、品目分類による分類から用途分類中心主義に一たんきりかえられたにもかかわらず、再び、品目分類寄りの動搖が見られ、徹底していないこと。

第3は、現行「家計調査」の費目分類のしかたが、賃労働の理論にてらしてきわめて問題をはらんでいるにもかかわらず、利用のし方において無批判にうけ入れる傾向があること。

第4は、現段階の資本蓄積の進行が、家計に及ぼす影響を明らかにし、家計の位置、労働者状態の明確な把握と方向づけのために、賃労働の理論にもとづく、家計費目分類の検討、再編成、批判的利用が要求されているということである。

第4はまた同時に今後の課題であるが、家計の状態は、家計調査という実践によって把握されるがゆえに、費目分類の理論規定は、調査項目の段階——家計簿記帳の段階——具体化され、現実の使用に耐えるものにまで、実用化されなければならない。ここにおいて使用者の側に立つ実用的研究としての家政学における費目分類研究の蓄積は、技術的な側面から、賃労働の理論と結びつくことが可能になりはしないであろうか。その接点は、主婦の側に最近起りつつある生活擁護のための家計簿運動にあると考える。

註

- 1) 拙稿「『共働き世帯』の生計費」はしがき参照。(『北星学園女子短期大学紀要』第16号、1970) p. 93.
- 2) 内海庫一郎他編「統計学」(有斐閣、1966年) 第5講および内海庫一郎編「社会科学のための統計学」(評論社、1969.) pp. 28-38 参照。
- 3) 拙稿「『家計調査』の問題点」(『北大経済学』第10号、1966, 11).
- 4) 箕山京氏は、家計研究を家政学で行なわれた家計研究と、社会問題を解くために行なわれた家計研究とに分ける(箕山京、「家計研究の二つの途」一氏家寿子編、「現代消費生活論」至誠堂 1966, 所収)が、成瀬龍夫氏は、家計研究を、第1に家政学の内容とも云うべき家事家計の管理技術論、第2に、家事家計技術論にアメリカで発達した消費者経済学の消費者行動論を接合したもの、第3に、労働力再生産の見地に立つものに分ける。(成瀬龍夫「個人的消費と労働力再生産の社会的性格—家庭経済論序説」—『京都大学経済論叢』昭和47年11月, p. 80.)
- 5) 多田吉三「家計費目分類の思想—家計費目分類の基準序説」(『大阪市立大学社会福祉論集』第15, 16合併号、昭和46年12月, p. 162.)
- 6) 三宅栄子「家庭経済における支出の分類について」第1報(『第3回東京都私立短期大学家政学研究発表会集録』1967)「同」第2報(『第4回東京都私立短期大学家政学研究発表会集録』1968)「同」第3報(杉野女子大紀要第9号、昭和47年2月), 引用は、第1報序文中より。
- 7) 同上、第1報、前掲集録、p. 8.
- 8) 同上、第2報、前掲集録、p. 40.
- 9) 同上、p. 41.
- 10) 同上、第3報、前掲紀要、p. 60.
- 11) 三東純子「簡易家計簿記の私案について」(『東京家政学院大学紀要』9、1969)「家計簿記の現状と諸問題(2)一科目分類について」(『東京家政学院大学紀要』11、1971)「家計簿記の取扱いに関する一考察」(『家政学雑誌』Vol. 23, No. 4 1972).
- 12) 三東純子「家計簿記の私案について」(前掲書、p. 81).
- 13) 三東純子「家計簿記の現状と諸問題(2)」(前掲書、p. 1).
- 14) 伊大知良太郎編「生活水準」(春秋社 1962) pp. 35-37 参照。
- 15) 奥村忠雄「労働者の生活構造について—その方法序論—(その1)」(『日本労働協会雑誌』1961年3月号) pp. 4-5.
- 16) 奥村忠雄「生計費解析の諸問題—その2、収入と支出の分類概念について」(『大阪市立大学家政学部
- 17) 紀要 社会福祉学 8.』1960,) p. 19.
- 18) 同上.
- 19) 多田吉三、前掲論文(前掲書) p. 150, 151, 153, 164.
- 20) 同上, p. 165.
- 21) 同上, pp. 165-166.
- 22) 日本リサーチセンターでは、「家計調査」による人口5万人以上都市労働者世帯を分析対象とする自由裁量所得の推計と、この概念に基づく分析を行なっている。(山本順子「生計費分析における近代化指標の検討と批判—自由裁量所得、随意的支出概念について—」『北星学園女子短期大学紀要』第15号、1969, p. 76 参照).
- 23) 山本順子、前掲論文、p. 77.
- 24) 大河内一男、籠山京共著「新版家庭経済学」(光生館、1970,) p. 106, 収入の分類、pp. 128-129, 支出の分類.
- 25) 森喜一「生活費」(三一書房、1959,) p. 117.
- 26) 小島健司、宮崎三四郎編「労働組合の調査活動」(大月書店、1967,) p. 83.
- 27) 同上, pp. 287-316. しかし、こうした一般的の傾向に対して、和田幸子氏は「一般に家計調査をおこなう場合、総理府がおこなっている家計調査の方法を踏襲するのが普通である。調査結果を比較する場合にも便利あるというのが理由の1つにあげられよう。しかし、果してこの方法で労働者生活の実態を明らかにし得ているかどうかというとはなはだ疑問が多い。……われわれが、労働者生活の問題を明らかにしていく場合には、総理府調査の方法をたとえ踏襲していくにしても、批判的利用の立場を堅持しなければならないのは当然のことであろう」と指摘している。(和田幸子「家計調査と生活問題」「労働調査」1972, 2, p. 15).
- 28) たとえば、北海道主婦会連絡協議会の家計調査用の家計簿は長年、貯蓄増進中央委員会発行のものを使用していた事実がある。(同会は、1971年から、独自の家計簿を作成)。
- 29) たとえば、大屋祐雪「標本統計資料の吟味」(『熊本商大論集』9号、1957), 石田望「消費者物価指数に関する若干の考察」(『東京経済大学創立65周年記念論文集』1965, 10), 「統計のたたかい、家計調査、1, 2」(『経済』、1965, 12, 1966, 1), 山田貢「『家計調査』対象世帯の性格について」(『統計学』16号、1966, 10), 横本宏「家計調査における家計簿式方法について」(『統計学』25号、1972, 3).
- 30) 下山房雄「労働者の生活問題」(塩田庄兵衛編『労働問題講義』青林書院新社、1971, 第5章,) p. 180.
- 31) 支出をそれぞれの品名ごとに整理し、さらに同じよ

- うな種類に分類することを費目分類という。(大河内一男, 篠山京前掲書, p. 128). 総理府「家計調査」では, 昭和28年の出発点では, 費目分類という用語を使用しているが, 昭和33年改正からは, 収支項目分類という用語を使用し, 今日に至る。
- 32) 「家計調査年報, 昭和28年版」 pp. 180-181.
- 33) 同上, p. 182.
- 34) たとえば, 羽仁もと子案家計簿には交通通信費といふ費目分類を置かない。
- 35) 「家計調査年報, 昭和28年版」 p. 182.
- 36) 「家計調査収支項目分類表昭和44年1月改正」 p. 4.
- 37) 「家計調査年報, 昭和44年版」 p. 466.
- 38) 「家計調査収支項目分類表, 昭和44年1月改正」 p. 6.
- 39) 多田吉三, 前掲論文, p. 163.
- 40) 下山房雄, 前掲論文, p. 180.
- 41) 山崎進「消費者経済学——家計収支の分析と家庭経営の理論——」(光生館, 1968,) pp. 151-152.
- 42) 「家計調査年報, 昭和33年版」 p. 192.
- 43) 「諸外国の例では自動車, その燃料は『交通通信費』としているが, 家計調査では, 自動車は『家具什器』に, ガソリンは『光熱費』に分類され, 國際比較上問題になる」という指摘, (統計研究会「統計研究会20年史」1968, p. 367.)
- 44) 北星学園女子短期大学家庭経済コース「家庭経済研究室報, 第5号」1973, 中の拙稿「総理府『家計調査』における『教育費』の定義について」
- 45) 大河内, 篠山, 前掲書, p. 127.
- 46) 同上.
- 47) 永山貞則「物価と家計」(一粒社, 1963,) pp. 107-108.
- 48) 統計研究会, 前掲書, pp. 367-368.
- 49) 多田吉三, 前掲論文, p. 163.
- 50) 松尾均「消費経済学批判序説」(日本女子大学『家政経済学論叢』第4号, p. 6).
- 51) 山本順子, 前掲論文, pp. 79-80.
- 52) 荒又重雄「貨労働の理論」(亜紀書房, 1968,) pp. 101-103.
- 53) マルクス「資本論」(『マルクス・エンゲルス全集』大月書店版, 23a) pp. 224-225 参照.
- 54) 同上, pp. 225-226 参照. ここでマルクスは, 「生活手段の一部分, たとえば食料や燃料などは, 毎日新たに消費されて毎日新たに補充されなければならない. 他の生活手段, たとえば衣服や家具などはもっと長い期間に補充されればよい. ある種の商品は毎日, 他のものは毎週, 每四半期, 等々に買われるが支払われるかしなければならない. しかし, これらの支出の総額がたとえば1年間にどのように配分されようとも, それは毎日, 平均収入によって償われていなければならない. かりに, 労働力の生産に毎日必要な商品量をAとし, 毎週必要な商品の量をBとし, 每日半期に必要な商品の量をC等々とすれば, これらの商品の1日の平均は

$$\frac{365A + 52B + 4C + \text{etc.}}{365}$$
 であろう.」といっている.
- 55) 荒又重雄, 前掲書, p. 103.
- 56) 同上.
- 57) 註(54) 参照.
- 58) 下山房雄, 前掲論文, pp. 179-180.
- 59) 成瀬龍夫, 「個人的消費と労働力再生産の社会的性格」(『京都大学経済論叢』1972.11, pp. 84-88.
- 60) 同上, p. 89.
- 61) 荒又重雄「現代における労働力価値と生活闘争の必然性」(『賃金と社会保障』1973.1, 上旬号, p. 33.)
- 62) 同上, p. 34.
- 63) 多田吉三, 前掲論文, p. 165.
- 64) 同上, p. 166.

(1973. 3. 15 稿)